

中野共立診療所

通所リハビリテーション運営規程

(事業の目的)

第1条 社会医療法人社団 健友会 中野共立病院付属 中野共立診療所（以下「事業所」という。）が行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士又は看護師もしくは准看護師もしくは介護職員（以下「従業者」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。また、要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者及びいきいき支援センター等、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 中野共立診療所
- (2) 所在地 東京都中野区中野5-45-4

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）

管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 従業者

従業者は次の通りとし、サービスの提供に当たる。

ア 医師	1名以上
イ 理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士	4名以上
ウ 看護師もしくは准看護師	1名以上
エ 介護職員	6名以上

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。
ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 8:45～16:45とする。 ※土曜日は8:45～12:45

(3) サービス提供時間

- 1単位 8:45～16:45とする。 ※土曜日は8:45～12:45

(利用定員)

第6条 事業所の利用定員は、次のとおりとする。

- 1単位 50名

(事業の内容)

第7条 事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 機能訓練 (2) 健康管理 (3) 食事の提供 (4) 送迎

(利用料その他の費用の額)

第8条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

- 1 食費は、昼食代600円・おやつ(お茶)代50円を徴収する。
- 2 日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。
- 3 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いの同意を文書で得ることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は中野区内とする。

中野1～6丁目、中央1～5丁目、新井1～5丁目、上高田1～5丁目、野方1～6丁目、沼袋1～4丁目、松ヶ丘1～2丁目、大和町1～4丁目、本町2～5丁目、東中野1～4丁目

※隣接区域相談可能。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者は事業の提供を受ける際には、次の事項に留意する。

- (1) 気分が悪くなった時は速やかに申し出る。
- (2) 共有の施設・設備は他の迷惑にならないよう利用する。
- (3) 時間に遅れた場合は、送迎サービスを受けられない場合がある。

(事故処理)

第11条 (1) 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- (2) 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録する。
- (3) 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会（オンライン等可能）を定期的で開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置く。
- (5) 虐待の防止・早期発見に加え、虐待が発生した場合は高齢者虐待防止法、指針に沿って迅速かつ適切に対応する。

(ハラスメントの防止のための措置に関する事項)

第13条 当法人におけるハラスメントに関する基本方針に従い、職場、介護現場においてハラスメントによって就業環境が害されることを防止し、適切なサービスを提供できるよう努める。利用者等からハラス

メントがあった場合には契約を解除することがある。

(身体拘束について)

第14条 利用者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、ご契約者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載する等、適正な手続きにより身体等を拘束する場合がある。

(秘密の保持と個人情報の保護に関する事項)

第15条 (1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとする。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らさない。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続する。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いない。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いない。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとする。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

(事業継続計画（BCP）に関する事項)

第16条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して通所リハビリテーションの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理について)

第17条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成する。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年1回

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は 社会医療法人社団 健友会 と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、2006年4月1日から施行する。

2009年4月1日一部改正

2012年4月1日一部改正

2015年4月1日一部改正

2018年4月1日一部改正

2021年4月1日一部改正

2022年4月1日一部改正

2024年4月1日一部改正